

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>一般国道百四十号</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市上宮地町四五九一番七地先から同市上野町八〇五番一五地先まで（ただし、関係図書に表示する範囲に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年十月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和六年二月二十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長九四六・八四メートル</p>	<p>備考</p>